

【資料3】

○一般廃棄物処理基本計画等策定委員会の会議の公開について

- 1 一般廃棄物処理基本計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とする。ただし、策定委員会が公開しないことを決したときは、この限りではない。
- 2 公開の方法は、会議の傍聴及び会議録等の公表によるものとする。
- 3 会議の開催予定日及び場所等は、開催予定日の概ね1週間前までに公表するものとする。
- 4 会議の傍聴にかかる取り決めは、別に定める。
- 5 会議録等は、速やかに調整し、閲覧できるようにする。

○一般廃棄物処理基本計画等策定委員会の会議の傍聴にかかる取り決め

（目的）

- 1 一般廃棄物処理基本計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（傍聴人の数）

- 2 傍聴人の数は、会議を円滑に進行するため、策定委員会の委員長（以下「委員長」という。）が適宜定める。

（傍聴の手続き）

- 3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書に住所、氏名等を記入のうえ、委員長に提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。

傍聴券は、会議開始予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が、委員長の定めた数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定する。

（傍聴席に入ることができない者）

- 4 会議を妨害するおそれがあると認められる者は、傍聴席に入ることができない。

（傍聴人の守るべき事項）

- 5 傍聴人は、傍聴席において、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしてはならない。

（写真、映像等の撮影、録音の禁止）

- 6 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等の撮影、録音をしてはならない。

（傍聴人の退場）

- 7 傍聴人は、会議を公開しないと決定があったときは、速やかに退場しなければならない。また、本取り決めに反する行為があった場合には、委員長が退場を命ずることとする。

（会議資料の提供の取り扱い）

- 8 会議に提出した資料については、傍聴人に対して会議中閲覧させることができる。

（委任）

- 9 その他傍聴について必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。